

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-35(政策11-施策①))

政策名	原子力災害対策の充実・強化					
施策名	原子力災害対策の充実・強化					
施策の概要	原子力については、万一の事故にも機能する防災体制を日頃から整備しておくことが重要であり、特に原子力施設周辺地域における取組を支援することにより、これらの災害対策の充実・強化を図る。					
達成すべき目標	原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地域原子力防災協議会での活動を通し、国と自治体が一体となって地域防災計画、避難計画の充実・強化を行うとともに、十分な計画の具体化が進んだ地域においては、それらを取りまとめた「地域の緊急時対応」について地域原子力防災協議会、原子力防災会議で確認、了承を行う。さらに、計画の策定後も原子力総合防災訓練や自治体の防災訓練を通して、計画の改善に努めていく。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	13,763	14,091	12,210	12,563
		補正予算(b)	20,000	9,000	10,000	—
		繰越し等(c)	15,668	34,813	17,395	
		合計(a+b+c)	49,430	57,904	39,606	
執行額(百万円)	11,053	32,660	19,135			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> 「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」(平成25年9月3日原子力防災会議決定) 「総理施政方針演説」(平成27年2月12日) 該当部分:「国が支援して、しっかりとした避難計画の整備を進めます」 「『日本再興戦略』改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定) 「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月30日閣議決定) 					

測定指標	指標A-① 市町村の地域防災計画 (原子力災害対策編)策定 状況(福島県内を除く)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	未達成
		119市町村	—	—	119市町村	121市町村	121市町村	122市町村	
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	122市町村		
	指標A-② 市町村の避難計画策定状況 (福島県内を除く)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	未達成
		71市町村	—	—	71市町村	83市町村	93市町村	122市町村	
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	122市町村		
	指標B 地域原子力防災協議会、 原子力防災会議における 「地域の緊急時対応の確認、 了承」の状況(確認・了承済 み地域数)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	達成
		計0地域	—	—	計0地域	計1地域	計3地域	計3地域	
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	計3地域		
指標C 地域原子力防災協議会が 関わる総合的な原子力防 災訓練の実施状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	12年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	達成	
	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施		
	—	—	実施	実施	実施	実施			

参考指標	指標D 道府県の地域防災計画 (原子力災害対策編)策定 状況(策定済道府県数)	実績値						
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	—	24道府県	24道府県	24道府県	24道府県			
	指標E 原子力緊急時連絡網、原 子力防災資機材等の整 備、住民防護対策の強化 件数	実績値						
23年度		24年度	25年度	26年度	27年度			
—		24道府県	24道府県	24道府県	24道府県			

	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標A-①については、残る1自治体の地域防災計画策定に向けた取り組みを引き続き行ったものの、自治体の実効性のある避難計画と同時に地域防災計画を策定する意向であることから、計画の策定には至らなかった。</p> <p>測定指標A-②については、すべての対象市町村の避難計画策定を目指し地域原子力防災協議会の場を通し積極的に支援を行い、新たに10市町村で避難計画を策定した。しかし、特に原発周辺の人口が多い東海、浜岡地域等において県外の広域避難先との調整等の課題があり、目標を達成できなかった。ただし、平成28年3月に静岡県が「浜岡地域原子力災害広域避難計画」を新たに策定し、市町村ごとの避難先道府県を決定するなど、計画策定に向けた取り組みは前年度より着実に進展している。</p> <p>測定指標Bについては、平成27年度に伊方地域、高浜地域の緊急時対応を新たに取りまとめることができたことから、目標達成とした。</p> <p>測定指標Cについては、伊方地域で総合的な原子力防災訓練(平成27年度原子力総合防災訓練)を実施したことから、目標達成とした。</p> <p>以上のことから、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>
<p>評価結果</p> <p>施策の分析</p>	<p>(有効性・効率性)</p> <p>測定指標A-①、②、参考指標Dについて、災害対策基本法第40条、42条に基づき、都道府県及び市町村は、地域防災計画を策定することとなっている。内閣府では、原子力発電所が所在する13地域について地域原子力防災協議会を設置し、自治体による計画の策定・充実化の取組を支援した。</p> <p>地域防災計画に関しては、原子力発電所等の所在及び周辺都道府県にあたる計24道府県においてすでに策定を完了しており、市町村に関しては、福島地域を除く対象の122市町村のうち121市町村が策定を完了している。また、避難計画については、同122市町村のうち平成27年度は新たに10市町村で策定を完了し、計93市町村が策定を完了している。しかし、既述の通り特に原発周辺の人口が多く、県外の広域避難先との調整に難航している東海、浜岡地域等で計画の策定が遅れている。そのため、地域原子力防災協議会の場を通して、引き続き県外の広域避難先との調整等を進め、既に県により策定されている広域避難計画に基づく各市町村の避難計画の策定を支援していく。</p> <p>測定指標Bについて、地域防災計画・避難計画については、原子力発電所の所在する地域ごとに設置した地域原子力防災協議会を通し、当初から政府がきめ細かく関与し、自治体と一体となって策定している。その上で、各地域の地域原子力防災協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認し、最終的には総理を議長とする原子力防災会議で、了承することとしている。</p> <p>この枠組みの下、平成27年8月に、伊方地域原子力防災協議会において「伊方地域の緊急時対応」が具体的かつ合理的であることを確認し、同10月の第5回原子力防災会議に確認結果を報告し、了承を得た。更に、平成27年12月に、福井エリア地域原子力防災協議会において「高浜地域の緊急時対応」が具体的かつ合理的であることを確認し、同月の第6回原子力防災会議に確認結果を報告し、了承を得た。</p> <p>測定指標Cについて、原子力総合防災訓練は、原子力災害の対応体制を検証することを目的として、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力緊急事態を想定して、国、地方自治体、電力事業者が合同で実施する訓練である。</p> <p>平成27年度原子力総合防災訓練は、四国電力株式会社伊方発電所を対象として、平成27年11月8日、9日に実施した。今回の訓練は「伊方地域の緊急時対応」に基づく避難計画の実効性を更に向上させることを狙いとして、愛媛県佐田岬半島において道路が被災した状況を付与し、海路も含め、状況に応じた避難等に係る意思決定や実動の訓練を実施した。更に、訓練後、専門家の意見や訓練に参加した住民等のアンケート結果等から改善点を抽出し、平成28年3月、「平成27年度原子力総合防災訓練実施成果報告書」を取りまとめた。今後、本実施成果報告書に掲げられた、佐田岬半島の孤立防止対策、渋滞緩和策、避難時間の確認、及び災害対策拠点における運営や連携等の観点から抽出した改善点を踏まえ、地域原子力防災協議会での検討を通じて、「伊方地域の緊急時対応」や各種マニュアルの改善等を進めていく。</p> <p>参考指標Eについて、達成手段「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」(平成27年度当初予算)により、原子力災害対策重点区域に含まれる道府県(24道府県)における連絡網整備、資機材整備等を支援した。</p> <p>また、達成手段「原子力災害対策事業費補助金」(平成27年度補正予算)により、緊急時に即時避難が困難な要配慮者及び住民等の屋内退避施設(40施設)の放射線防護対策工事(放射性物質除去フィルターの設置等)への補助金の交付決定を行い、原子力発電所周辺の住民防護対策の強化を図った。</p> <p>(課題等)</p> <p>目標が「未達成」となっている測定指標Aについては、課題となっている県外の広域避難先との調整等に、地域原子力防災協議会の場を通じ、地域と一体となって取り組むことが必要である。既に、東海、浜岡の両地域について、県により広域避難計画が策定されており、その具体化による市町村の避難計画の策定に向けた取り組みを引き続き進めていく。</p> <p>また、平成27年3月に、地域原子力防災協議会の役割として、これまでの地域防災計画策定の支援等(Plan)に加え、効果的な防災訓練の実施(Do)、訓練結果からの反省点の抽出(Check)、更なる計画等の改善(Action)を追加した。このPDCAサイクルを定着させ、各地域の原子力防災対策の継続的な充実・強化を図っていくことも課題である。</p> <p>今後とも、地域原子力防災協議会を通し地域防災計画・避難計画の策定支援を行う(測定指標A)とともに、緊急時対応のとりまとめを加速化(測定指標B)し、原子力総合防災訓練を始めとする訓練の実施(測定指標C)による地域防災計画・避難計画や各種マニュアルの改善等を進めていく。</p>
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p>原子力災害対策の充実・強化は、住民の安全・安心のために重要であり、地域原子力防災協議会の活動を核とし、地域防災計画・避難計画の策定、必要な資機材・設備・施設等の整備や、防災訓練の実施等を引き続き進めていく。</p> <p>【測定指標】</p> <p>上記の達成状況の分析のため、今年度の測定指標を維持する。</p> <p>ただし、参考指標の2指標についてはこれまでも目標を継続して達成しており、施策の進捗の分析に適当ではないため、平成28年度評価においては参考指標から削除することとする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・内閣府原子力防災ホームページ http://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/index.html ・原子力防災会議 資料・議事録 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/genshiryoku_bousai/
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官(原子力防災担当)	作成責任者名	森下 泰 参事官	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	----------------	--------	-------------	----------	---------

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 測定目標1及び3は達成。測定目標2については目標を達成していないが目標に近く、また、法の認知度は下がっているが、法の内容である保護者の義務・責務の認知度は上昇している。			
	施策の分析	近年、スマートフォンを始めとする多様なインターネット接続端末等の新たな機器・サービスが青少年に急激に浸透しており、さらに技術発展に伴う新しいサービスが多様な業種の事業者により展開されつつある中、青少年のインターネット利用環境整備については、事業者の多様化等を踏まえ、より青少年とその保護者の視点に立って、環境整備の在り方について検討し、27年7月、基本計画(第3次)を策定した。 基本計画(第3次)に基づく施策事業に係る取組については、別添のとおりフォローアップを実施し、「基本計画(第3次)に基づき施策を着実に推進」と評価されるなど、教育及び啓発活動の推進、フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等、民間団体等の支援等の全5項目にわたり着実に進展と評価されている。青少年のインターネットの利用環境実態調査により携帯電話のフィルタリング等の利用率等の基礎的データを継続的に把握して有識者による検討会に報告するとともに、関係会議、各種月間や進級進学時期の一斉行動期間等を利用して他省庁、地方公共団体、民間団体等の取組み(教育及び啓発活動の推進、フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等、民間団体等の支援等)を促進していることなどから有効的である。また、昨年に引き続き27年度においては、全国3か所で、国、地方公共団体、民間団体等が連携して「青少年インターネット利用環境づくりフォーラム」を開催したほか、関係省庁と連名で、保護者向け及び事業者向け普及啓発リーフレットを作成・公表している。 なお、青少年インターネット環境整備法の内容である保護者の義務・責務の認知度については、「保護者の義務があることを知っている」及び「保護者の責務があることを知っている」が、平成26年度から27年度にかけて、それぞれ「27.7%から30.4%」、「28.9%から30.5%」に増加している。			
	次期目標等への反映の方向性	【施策】他省庁、地方公共団体、民間団体等に対して関係会議、各種月間や進級進学時期の一斉行動期間等を利用して取組を促進していくとともに、内閣府としても青少年が安全、安心にインターネットを利用できる環境を整備するという目標に向けて、基本計画(第3次)に盛り込まれた課題等について関係する省庁と連携を密に図りながら対策を推進する。 【測定指標】青少年インターネット環境整備のためには、政府が実施すべき施策の指針として決定された青少年インターネット環境整備基本計画に盛り込まれた施策を着実に推進していくとともに、特に、内閣府においては、保護者に対するフィルタリング等の普及啓発を推進していくことが重要であることから、基本計画(第3次)に盛り込まれた施策の進捗状況及び「青少年インターネット環境整備法」や「保護者のフィルタリング」の認知度を測定指標とする。			
学識経験を有する者の知見の活用	有識者による検討会(青少年のインターネット環境整備等に関する検討会)において達成状況を年1回報告、また進捗状況等についても適宜報告している。				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成27年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書 http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h27/net-jittai/pdf-index.html 内閣府青少年のインターネット環境整備等に関する検討会提出資料 http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/kentokai/index.html				
担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(青少年環境整備担当)村田達哉	政策評価実施時期	平成28年8月

「青少年が安全に安心してインターネットを
利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」の
進捗状況（平成27年度）について（概要）

総括：基本計画（第3次）に基づき施策を着実に推進。

1. 教育及び啓発活動の推進

1. 学校における教育・啓発の推進

- － 学習指導要領に基づく指導の充実を図るため、情報モラルに関する事例集の作成・公表や、教師用手引書の内容を充実。〔文部科学省〕
- － いじめ防止対策推進法及び「いじめの防止等のための基本的な方針」について、各都道府県教育委員会等の生徒指導担当者等に対して周知。〔文部科学省〕
- － 「いじめ対策等総合推進事業」の一環として、都道府県・指定都市における、ネットパトロール監視員や民間の専門機関の活用等による学校ネットパトロールの取組を支援。〔文部科学省〕

2. 社会における教育・啓発の推進

- － インターネットトラブルの実例及びその予防法と対処法について掲載する「インターネットトラブル事例集」等を作成・公表。〔総務省〕
- － インターネットに起因した犯罪被害等防止に関する啓発用資料を作成。〔警察庁〕

3. 家庭における教育・啓発の推進

- － 青少年のインターネットの適切な利用に関する啓発資料を作成・配布。〔内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省〕
- － 子供たちのスマートフォン等の利用に関するトラブルに対応するため、スローガン「考えよう 家族みんなで スマホのルール」とロゴマークを活用した「子供のための情報モラル育成プロジェクト」を実施するとともに、保護者向け啓発資料を作成。〔文部科学省〕
- － 関係省庁と連携し、保護者向け及び事業者向け普及啓発リーフレットを作成・配布。〔内閣府〕

4. 教育の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等

- － 青少年のインターネットリテラシーの能力測定の精度向上を目的として指標を改修し、全国75校、約13600名の高校一年生相当の青少年を対象にテストを実施。〔総務省〕

5. 国民運動の展開

- － 平成28年の春の進学・進級の時期に特に重点を置き、関係府省庁・関係事業者等と協力して「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、集中的に取組を展開。〔内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省〕

2. フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等

1. 事業者によるフィルタリング提供義務等の実施徹底及び保護者への説明等の推進

- － 「スマートフォン安心安全強化戦略」や「青少年インターネットセッション 議長レポート」の提言内容を踏まえ、平成27年度においても、携帯電話事業者等のフィルタリングに係る取組を支援。〔総務省〕
- － 大手家電流通協会加盟の6社10ブランドの家電量販店店舗において、普及啓発ポスターを張り出す自主的取組に協力。〔経済産業省〕

2. 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いたフィルタリング等の青少年保護に係る取組の推進

- － 携帯電話事業者において無線LANにも対応可能なアプリフィルタリングソフトを提供。第三者機関において個別サイト・アプリに対応した認定スキームを運用。〔総務省〕
- － インターネット・ホットラインセンターが一般のインターネット利用者から通報を受けた情報を、フィルタリング提供事業者等に提供。〔警察庁〕

3. フィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及促進のための啓発等

- － 青少年インターネット環境整備のための指導者及びその候補者や、地方自治体職員・教職員等を対象としてセミナーを実施。〔経済産業省〕
- － インターネットにつながる新たな機器への対応方法などについて、青少年自身が研修し、学んだ成果を発信するワークショップを実施。〔文部科学省〕

4. フィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及状況等に関する調査研究

- － 青少年及びその保護者を対象に、青少年のインターネット利用環境実態調査を実施。〔内閣府〕

3. 民間団体等の支援

1. 青少年がインターネット活用能力を習得するための活動に対する支援

－ トラブル・犯罪被害への対応方法のアドバイス等を盛り込んだ児童生徒向けの普及啓発資料を作成し、各都道府県教育委員会、関係機関、全国の小・中・高等学校などに配布。〔文部科学省〕

2. ウェブサイト運営者等による青少年有害情報の閲覧防止措置の体制整備の支援

－ 業界団体によるガイドラインの策定や改訂等の取組を継続的に支援。〔総務省〕

3. 青少年のインターネット上の問題についての相談等に対する支援

－ 都道府県警察を通じ、サイバーボランティア活動に係る経費の補助等を実施。〔警察庁〕

4. 安心ネットづくり促進協議会に対する支援

－ 安心ネットづくり促進協議会における調査活動等に対し、情報提供や助言等の支援を実施。〔総務省、内閣府、経済産業省、文部科学省〕

4. その他重要事項

1. インターネットを通じた青少年の犯罪被害の抑止対策の推進

－ 被害児童が多かったコミュニティサイトを中心に、自主的な児童被害防止対策を強化するよう事業者に対する働き掛けを実施。〔警察庁〕

－ 平成27年中の全国警察におけるサイバー補導による児童の補導人員は、533人と前年比21.4%増加。〔警察庁〕

－ 児童ポルノ流通防止対策専門委員会に参加し、必要な情報提供や助言等を行うとともに、インターネットコンテンツセーフティ協会に対して児童ポルノ情報を継続的に提供し、インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）等が実効的にブロックングを実施できるよう支援。〔警察庁〕

－ サイバー防犯ボランティア、サイバーパトロールモニター等とサイバー犯罪の被害実態等の情報を共有するなど、良好な関係の構築により、サイバー犯罪の取締りや被害の拡大防止対策を推進。〔警察庁〕

2. 違法・有害情報の削除等の対応依頼の推進

－ インターネット・ホットラインセンターを通じた、インターネット上の違法・有害情報の削除依頼を推進。〔警察庁〕

3. 青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進

－ 専用相談電話（「子どもの人権110番」）やインターネット（SOS-eメール）による相談の受付、全国の小中学生への「子どもの人権SOSミニレター」の配布等を実施。〔法務省〕

4. 迷惑メール対策の推進

－ 平成27年6月にロンドンアクションプラン第11回定期会合が開催され、外国執行当局と迷惑メール対策に関する情報交換を行うことで国際連携を強化。〔総務省〕

5. 国内外における調査

－ アメリカ及び欧州における青少年のインターネット利用に関する民間事業者による青少年保護に関する取組について事例調査を実施。〔内閣府〕

5. 推進体制等

1. 国における推進体制

－ 青少年インターネット環境整備推進課長会議を計5回開催。〔内閣府〕

2. 地方公共団体、事業者及び民間団体との連携体制の活用

－ 全国3か所において、国・地方公共団体・民間団体が連携して、「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催。〔内閣府〕

3. 国際的な連携の促進

－ インターネットホットラインの国際的な連合組織であるINHOPEの総会に出席するなどして、各国の取組に関する情報交換等を推進。〔警察庁〕

－ OECDデジタル経済計測分析作業部会（WPMAD）において、「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標（ILAS）」の取組について紹介。〔総務省〕

4. 基本計画の見直し

－ 平成27年度、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を計3回開催。〔内閣府〕

－ 平成27年7月30日、子ども・若者育成支援推進本部（第5回）において、基本計画（第3次）を決定。〔内閣府〕

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-42(政策13-施策⑤))

政策名	共生社会実現のための施策の推進					
施策名	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等					
施策の概要	社会全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する取組を一層推進するため、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」に基づき、その推進に関して功績のあった者に対する表彰による優れた取組の普及・啓発の促進を図る。					
達成すべき目標	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱に基づく施策を着実に推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	5	5	5	5
		補正予算(b)				
		繰越し等(c)				
	合計(a+b+c)	5	5	5		
執行額(百万円)	3	3	3			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	バリアフリーの認知度	基準値	実績値					目標値	達成
		20年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	未達成
		94%	92.90%	92.60%	91.3	94.1	93.6	100%	
	年度ごとの目標値		100%	100%	100%	100%	100%		
	各年度の調査結果の活用状況の検証 (ホームページへのアクセス数)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
23年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	達成	
496件		496件	458件	445件	926件	1,188件	926件		
年度ごとの目標		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上			

参考指標	5年ほど前と比べて、建築物のバリアフリー化が進んだと思う人の割合	実績値						
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
				47.20%	53.60%	42.70%		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない (判断根拠) バリアフリー認知度100%を目指しているが、完全に目標達成には至っていない。
	施策の分析	<p>国民誰もが、障害者や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようにするため、バリアフリーの認知度を100%とすることを目指しているところ、引き続き認知度100%達成に向け普及啓発に努めることとする。</p> <p>(有効性・効率性)</p> <p>○広報・啓発 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関して功績のあった者を優れた取組として内閣総理大臣及び内閣府特命担当大臣から表彰し、その取組を事例集としてとりまとめ、ホームページに掲載することにより、広く地方公共団体等及び国民一般に周知し、併せて、受賞結果をマスコミが取り上げたり、受賞団体が独自のホームページに掲載するなどしたことを通じて、バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進し、「バリアフリー」という言葉を国民が認知することにある程度寄与したと考えられる。特に、20代以下の若年層はSNS(ソーシャルネットワークサービス)をよく活用していると考えられることから、バリアフリー推進功労者表彰に関する情報の掲載等SNS等の活用による当該年代層に適した普及啓発の実施を検討する。</p> <p>○調査・研究 調査研究事業においては、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進のための多様なバリアフリー・ユニバーサルデザインの関係者に活用されるよう調査内容を設定していく。また、年代別の認知度を経年で把握し、効果的な広報・啓発活動に活かしていく。 このため、「バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査」を実施し、ホームページに掲載することにより、地方公共団体のバリアフリー・ユニバーサルデザイン推進のための啓発活動に活用されており、自治体の普及啓発等を通じ、民間の意識高揚に貢献すると思われる等、国民のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進の意識を高めることに効果的に寄与するものと考えられる。</p>

果		<p>(今後の課題等)</p> <p>○広報・啓発 すべての国民がバリアフリーを認知することは重要であり、今後も引き続き認知度100%を目指していく必要があることから、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰を実施し、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進について顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を顕彰するとともに、事例をHPに掲載することにより、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する優れた取組を広く情報提供し、更なる普及・啓発を行っていく。なお、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査報告書(インターネットによる意識調査:平成28年3月)によれば、男性15~19歳、男性20代、女性20代では、バリアフリーを「知っている+どちらかといえば知っている」の割合が9割未満と、他の年代と比べてやや低いことから、ホームページを更に充実させるとともに、SNSによる広報・啓発等、当該年代層に適した方策について検討する。</p> <p>○調査・研究 多様なバリアフリー・ユニバーサルデザインの関係者に十分活用されるよう、調査内容を検討する。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>○広報・啓発 SNSの活用等、バリアフリー推進功労者表彰に関する効果的な情報発信を検討していく。</p> <p>○調査・研究 調査研究事業においては、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進のための多様なバリアフリー・ユニバーサルデザインの関係者に活用されるよう調査内容を設定していく。また、年代別の認知度を経年で把握し、効果的な広報・啓発活動に活かしていく。</p> <p>【測定指標】</p> <p>今後の動向を踏まえ、目標値であるバリアフリーの認知度100%達成を目指すこととし、調査研究結果の有用性、活用状況の検証という測定指標の有用性を検討しつつ、引き続き、地方公共団体始め広く国民に情報提供し、その活用を促進することとする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰では、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する有識者で構成する、選考委員会において意見を聴取している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「共生社会政策に関する意識調査」(平成28年3月内閣府調査) バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査報告書(インターネットによる意識調査:平成28年3月)
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官 相川 哲也	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	-----------------	--------	-----------	----------	---------

バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査報告書(抄)
 (インターネットによる意識調査) 平成 28 年 3 月

【バリアフリーの認知度】(Q8)

- ◆ 全体では、「知っている+どちらかといえば知っている」の割合が 93.6%と、多くの人認知している。
- ◆ 性年代別にみると、男性 15~19 歳、男性 20 代、男性 30 代、女性 20 代では、「知っている+どちらかといえば知っている」の割合が 9 割未満と、他の性年代と比べてやや低い。

		(%)							
		知っている・合計		あまり知らない	知らない	どちらともいえない	n=	知っている・合計	
		知っている	どちらかといえば知っている						
2015年調査	全体	3001	68.9		25.3	3.1	1.0	1.8	94.1
2016年調査	全体	2500	72.6		21.0	2.9	1.1	2.4	93.6
性別	男性	1207	72.1		20.3	3.4	1.2	3.0	92.4
	女性	1293	73.1		21.6	2.5	1.0	1.9	94.7
年代別	15~19歳	137	69.3		18.2	5.1	1.5	5.8	87.6
	20代	319	62.4		22.6	5.6	1.3	8.2	85.0
	30代	407	64.1		25.3	5.4	2.9	2.2	89.4
	40代	378	68.5		27.0	2.6	0.5	1.3	95.5
	50代	369	71.3		23.8	2.7	0.5	1.6	95.1
	60代	411	81.0		17.3	0.7	0.2	0.7	98.3
	70代	479	84.6		13.2	0.6	1.0	0.6	97.7
性×年代別	男性×15~19歳	70	60.0		24.3	7.1	2.9	5.7	84.3
	男性×20代	163	60.7		20.2	7.4	1.2	10.4	81.0
	男性×30代	206	63.6		24.3	5.3	3.9	2.9	87.9
	男性×40代	190	67.4		27.4	3.7	0.0	1.6	94.7
	男性×50代	183	74.3		21.3	2.2	0.5	1.6	95.6
	男性×60代	199	80.4		19.1	0.0	0.0	0.5	99.5
	男性×70代	196	88.8		8.2	1.0	1.0	1.0	96.9
	女性×15~19歳	67	79.1		11.9	3.0	0.0	6.0	91.0
	女性×20代	156	64.1		25.0	3.8	1.3	5.8	89.1
	女性×30代	201	64.7		26.4	5.5	2.0	1.5	91.0
	女性×40代	188	69.7		26.6	1.6	1.1	1.1	96.3
	女性×50代	186	68.3		26.3	3.2	0.5	1.6	94.6
女性×60代	212	81.6		15.6	1.4	0.5	0.9	97.2	
女性×70代	283	81.6		16.6	0.4	1.1	0.4	98.2	
年齢別(5歳刻み)	15~19歳	137	69.3		18.2	5.1	1.5	5.8	87.6
	20~24歳	107	61.7		17.8	7.5	2.8	10.3	79.4
	25~29歳	212	62.7		25.0	4.7	0.5	7.1	87.7
	30~34歳	178	62.9		23.0	6.7	3.9	3.4	86.0
	35~39歳	229	65.1		27.1	4.4	2.2	1.3	92.1
	40~44歳	195	67.7		28.7	2.1	0.5	1.0	96.4
	45~49歳	183	69.4		25.1	3.3	0.5	1.6	94.5
	50~54歳	207	66.2		27.1	3.9	0.5	2.4	93.2
	55~59歳	162	77.8		19.8	1.2	0.6	0.6	97.5
	60~64歳	245	78.4		19.2	0.8	0.4	1.2	97.6
	65~69歳	166	84.9		14.5	0.6	0.0	0.0	99.4
70~74歳	323	84.2		13.3	0.9	0.6	0.9	97.5	
75~79歳	156	85.3		12.8	0.1	1.9	0.0	98.1	

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-44(政策13-施策⑦))

政策名	共生社会実現のための施策の推進					
施策名	交通安全対策の総合的推進					
施策の概要	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)に基づき策定された「第9次交通安全基本計画」(平成23年3月31日中央交通安全対策会議決定)では、平成23年度から平成27年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めている。同基本計画に基づき、国の関係行政機関及び地方公共団体においては、交通の状況や地域の実態に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に推進する。また、内閣府においては、第9次交通安全基本計画及び平成27年度内閣府交通安全業務計画に基づき、道路交通の安全に関する調査研究の推進を図るとともに、交通安全思想の普及・啓発を図り、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣付けるため「春・秋の全国交通安全運動」、「交通指導員等交通ボランティア支援事業」などの各種事業を、関係省庁・都道府県・政令指定都市・関係団体等と連携を図りつつ推進する。					
達成すべき目標	第9次交通安全基本計画の各種交通安全施策を実施することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に努める。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	144	127	116	75
		補正予算(b)				
		繰越し等(c)				
	合計(a+b+c)	144	127	116	75	
	執行額(百万円)	106	110	110	110	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	福島みずほ内閣府特命担当大臣 年頭の談話	平成22年1月2日	平成30年を目途に、交通事故死者数を半減させ、これを2,500人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す			

測定指標	第9次交通安全基本計画の道路交通の安全についての目標 ①24時間死者数 ②死傷者数	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	未達成
		①4,922人 ②901,216人 (平成22年中)	平成23年中 ①4,691人 ②859,304人	平成24年中 ①4,438人 ②829,830人	平成25年中 ①4,373人 ②785,867人	平成26年中 ①4,113人 ②715,487人	平成27年中 ①4,117人 ②670,140人	①3,000人以下 ②70万人以下	
	年度ごとの目標値	目標値の達成	目標値の達成	目標値の達成	目標値の達成	目標値の達成	目標値の達成		
	春・秋の全国交通安全運動を始めとした施策が、交通安全の意識向上に役立っていると思う人の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		-	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	未達成
-		-	-	40.3%	41.2%	43.6%	70.0%		
年度ごとの目標値	-	-	90.0%	95.0%	70.0%	-			
自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人の割合	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	未達成	
	90.0%	91.0%	88.7%	80.2%	81.1%	77.7%	90.0%		
年度ごとの目標値	90.0%	90.0%	95.0%	98.0%	90.0%	-			

参考指標	調査研究結果の有効性、活用状況の検証	実績値	実績値					目標値	達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	未達成	
		-	-	関係自治体等への調査結果の成果物の還元	関係自治体等への調査結果の成果物の還元	関係自治体等への調査結果の成果物の還元	-		

<p>評価結果</p>	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 進展が大きくない</p> <p>第9次交通安全基本計画に基づく諸施策を総合的に推進してきた結果、基準値である平成22年と同計画の最終年である平成27年の24時間死者数及び死傷者数を比べると、ともに減少(▲805人、▲231,076人)したが、同計画の目標値(平成27年までに24時間死者数3,000人以下、死傷者数70万人以下)については、死傷者数については達成したものの、24時間死者数の達成はできなかった。</p> <p>広報啓発事業については、「共生社会に関する意識調査結果」(H28. 2月実施:内閣府)によると、「春・秋の全国交通安全運動を始めた施策が、交通安全の意識向上に役立っていると思う人の割合」は、43.6%と25年度以降増加傾向にあるものの、27年度の目標値を達成できず、また、「自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人の割合」についても、77.7%と比較的高い数値を示したものの、測定指標における当年度目標値(90%)を達成することができなかった。</p> <p>上記結果を総合的判断し、進展が大きくないと評価した。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>○第9次交通安全基本計画 (有効性、効率性)</p> <p>第9次交通安全基本計画において、「高齢者及び子どもの安全確保」、「歩行者及び自転車の安全の確保」、「生活道路及び幹線道路における安全確保」について対策を推進し、事故発生件数、死傷者数、負傷者数のいずれも減少傾向にあり、事故抑止効果は認められるものの、同計画の最終年である平成27年中の交通事故死者数は4,117人となり、24時間死者数の目標値である3,000人以下を達成できなかったことから、更なる対策を講じる必要がある。</p> <p>(課題等)</p> <p>交通事故発生件数及び負傷者数は平成27年まで11年連続で減少し、交通事故の死者数についても、平成26年まで14年連続で減少し、過去最悪であった時に比べ4分の1まで減少しており、これまでの各種施策に、事故抑止効果は認められる。</p> <p>しかしながら近年の交通死亡事故の状況を見ると、高齢化が進む中、交通事故死者数全体に占める高齢者の割合が過去最高を更新したほか、漫然運転、脇見運転等の安全運転義務違反に起因するものが依然として多く、死亡事故全体に占める割合が高くなっている。こうした状況を踏まえ、第10次交通安全基本計画では、高齢者及び歩行者等の交通弱者の安全確保等「人優先」の交通安全思想を基本とし、これまで実施してきた「道路環境の整備」、「交通安全思想の普及」、「安全運転の確保」等各種施策の深化はもとより、先端技術の活用、交通事故実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進、地域ぐるみの交通安全対策を推進し、各種の交通安全を一層強力に推進することにより平成32年までに24時間交通事故死者数を2,500人以下とすることなどの新たな目標を定めた。</p> <p>○広報啓発事業 (有効性、効率性)</p> <p>平成27年度の交通安全対策関係予算により、春・秋の全国交通安全運動に関する啓発活動を実施したほか、第9次交通安全基本計画において、「最も効果的な施策を地域が主体となって実施すべきであること、地域コミュニティ間の連携を強化し、住民が積極的に参加・協働していくことが有効であること、地域の実情に即した自主的な活動を促進するためには、地域における民間指導者の人材育成が重要な課題であること」等が示されていることから、地域自らが企画・立案し、実施する、いわゆる決定プロセスを構築するための仕組みづくりの支援や、本事業に携わった交通ボランティア等の育成を行うことにより、地域の自主的な活動を促進させることを目的とする地域提案型交通安全支援事業を平成25年度から推進している。</p> <p>平成27年度は、大阪府阪南市、香川県高松市、熊本県長洲市において参加・体験・実践型交通ボランティア養成事業を実施したほか、宮城県石巻市、鳥取県倉吉市において、今後の大きな課題である高齢者対策としての高齢者安全運転推進協力者養成事業を実施。目標の達成に向けて、効果があったと考える。</p> <p>また、内閣府が実施している地域の交通安全リーダーを養成する事業(高齢者安全運転推進協力者養成事業、参加・体験・実践型交通ボランティア養成事業等)について、これらに参加した者を対象とした意識調査結果によれば、有益な事業内容である等の意見も多く、これらの事業が全地域に浸透していけば、地域の交通安全意識の醸成に寄与し、ひいては国民全体の交通安全意識の高揚につながっていくものと考えられる。</p> <p>(課題等)</p> <p>測定指標における意識調査結果では、「春・秋の全国交通安全運動を始めた施策が、交通安全の意識向上に役立っていると思う人の割合」の実績値が43.6%に対して10代から30代の年代が30%台であり、また、「自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人の割合」の実績値が77.7%に対して10代、20代の年代が60%台と相対的に若い年代の意識が低い傾向にある。</p> <p>一方、原付以上運転者(第1当事者)の年齢層別免許保有者10万人当たりの死亡事故件数推移を見ると、10代が13.36%であり、80歳前半は11.53%、80歳後半は18.17%と統計データ上、他の年代と比較して若者と高齢者が死亡事故を起こす確率が高い。</p> <p>これらの状況を踏まえると、若い世代を意識しながら引き続き高齢者に対しても地域や情勢に応じた対策を検討していく必要がある。</p>

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>○第10次交通安全基本計画 【施策】 平成28年度から32年度までの5か年を期間とする第10次交通安全基本計画に基づき、従来からの各種施策の深化を図るとともに、交通事故が起きにくい環境をつくるために、先端技術の活用、交通事故実態等を踏まえたいきめ細やかな対策、地域ぐるみの交通安全対策を推進し、目標の達成を目指す。 【測定指標】 32年までに、24時間死者数を2,500人以下にするとともに、死傷者数を50万人以下とする第10次計画における目標値を目標値として設定する。</p> <p>○広報啓発事業 【施策】 第10次交通安全基本計画で掲げた各種交通安全施策を強力に推進し、目標の達成に努める。 春・秋の全国交通安全運動については、上記調査結果において目標値を達成できていない事実をも引用するなどして地方公共団体に周知しつつ、春・秋の全国交通安全運動の一層の周知への協力依頼を行う。また、高齢者対策を重点として、地方公共団体の提案により、当該地域において必要な交通安全に資する事業の推進を支援する地域提案型交通安全支援事業を実施するなど、各地域の交通安全リーダー等への啓発に取り組む。</p> <p>【測定指標】 広報啓発事業に係る2つの測定指標の目標値について、実績と目標値がかけ離れている現状を踏まえて検討し、適切な目標値を設定していく。</p>
---------------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>-</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>平成27年における交通事故の発生状況</p>
----------------------------------	---------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官(共生社会政策担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 (交通安全対策担当) 福田 由貴</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成28年8月</p>
--------------	------------------------	---------------	-------------------------------------	-----------------	----------------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-50(政策14-施策①))

政策名	男女共同参画社会の形成の促進					
施策名	男女共同参画に関する普及・啓発					
施策の概要	男女共同参画社会を形成するに当たっては、人々の中に根付く性別に基づく固定的な役割分担意識が障害となっており、男女共同参画についての一般国民の理解や認識を深める必要がある。そのためには、国から積極的な広報・啓発を行うとともに、地方公共団体及び民間団体への情報提供により男女共同参画に関する取組を支援することが重要である。 本施策では、「男女共同参画週間」の実施、広報誌及びホームページでの情報提供、各種表彰の実施による人材育成等を通じて広報・啓発活動を行う。					
達成すべき目標	男女共同参画社会の形成についての基本理念に関する国民の理解を深める。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	21	21	37	33
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	21	21	37	-
執行額(百万円)	19	17	37	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)において、「男女共同参画社会を実現していく上で、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などが大きな課題となっており、国民の理解を促すための教育及び広報・啓発活動は、他の全ての取組の根幹をなす基盤的な施策」であると位置づけられている。					

測定指標	①男女の多様な生き方を認める割合 (「男女共同参画社会に関する世論調査」における固定的役割分担意識に対して「反対」「どちらかといえば反対」という回答の割合)	基準値	実績値					目標値	達成
		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	達成
		55.1%	-	45.1%	-	49.4%	-	前回調査以上のパーセンテージ。	
		年度ごとの目標値	-	57%	-	前回調査以上	前回調査以上	-	
	②内閣府男女共同参画局ホームページへのアクセス件数	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	達成
		44千件/月(平均)	72千件/月(平均)	92千件/月(平均)	101千件/月(平均)	176千件/月(平均)		平成26年度～平成27年度平均で平成25年度の値を上回る	
		年度ごとの目標値	-	34千件/月(平均)	34千件/月(平均)	過去3か年実績の平均件数以上	平成26年度～平成27年度平均で平成25年度の値を上回る		
	③総合情報誌「共同参画」に関する内閣府男女共同参画局ホームページ(kyodosankaku/indexページのみ)へのアクセス件数	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	未達成
		856件/月(平均)	856件/月(平均)	861件/月(平均)	1,037件/月(平均)	976件/月(平均)		平成26年度～平成27年度平均で平成25年度の値を上回る	
		年度ごとの目標値	-	856件/月(平均)	過去3か年実績の平均件数以上	平成26年度～平成27年度平均で平成25年度の値を上回る		-	
④「男女共同参画週間」ポスターデータの使用件数(ポスターデータのダウンロード件数)	基準値	実績値					目標値	達成	
	24年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	達成	
	294件	-	294件	263件	1,122件/年		平成26年度～平成27年度平均で平成25年度の値を上回る		
	年度ごとの目標値	-	4,097件	前年度以上	平成26年度～平成27年度平均で平成25年度の値を上回る		-		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	<p>(判断根拠)</p> <p>測定指標①は、男女共同参画に関する全ての施策の最終目標ともいえるべき固定的性別役割分担意識の変革に係る指標であり、男女共同参画に関する普及・啓発事業の推進及び測定指標②③④の成果を積み重ねることにより達成可能と考えている。したがって「男女共同参画社会の形成についての基本理念に関する国民の理解を深める」という目標を達成するに当たっては①～④のいずれの測定指標も主要なものとする。</p> <p>測定指標①については平成26年度の調査において基準値(平成21年度実績)は下回ったものの、前回調査(平成24年度)の数値を上回り、目標を達成することができた。(測定指標①については3～4年に一度実施する世論調査に基づくものであり27年度は未実施。)</p> <p>測定指標②、④は「平成26年度～平成27年度平均で平成25年度の値を上回る」という目標を上回り、測定指標③は同じ目標を下回った。</p> <p>したがって、測定指標③は目標を下回ったものの、測定指標①、②、④が目標を達成している状況を踏まえ、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>

評価結果	施策の分析	<p>測定指標①の「男女の多様な生き方を認める割合」については、数年おきに実施される「男女共同参画社会に関する世論調査」における固定的性別役割分担意識に対して「反対」「どちらかといえば反対」という回答の割合が実績の数値となる。</p> <p>平成27年度に実施される他の世論調査において当該調査項目が盛り込まれる可能性を模索していたが実現せず、結果として実績値が計れなかった。</p> <p>27年度は数値を計ることができなかったが、26年度には「女性の活躍促進に関する世論調査」において当該調査項目が盛り込まれ、実績値を計ることができたことから、24年度の「男女共同参画社会に関する世論調査」における実績値と比較して、24年度よりも26年度における「反対」「どちらかといえば反対」の実績値が上回ったことから、目標を達成したと判断した。</p> <p>測定指標②の「内閣府男女共同参画局ホームページへのアクセス件数」については、目標値である平成25年度の101千件/月(平均)の数値を大きく上回る176千件/月(平均)となった。これは特に27年度は5年に1度の男女共同参画基本計画の改訂の手續に係る情報(専門調査会における議論の経過や、パブリックコメント)や、女性活躍推進法の情報などの掲載によりホームページ全体のアクセス数が大きく増加したものと推測される。また、平成27年度当初に「女性応援ポータルサイト」、「はばたく女性人材バンク」の2つのサイトを新たに開設し、平成27年度末には「配偶者からの暴力被害者支援情報」ページのリニューアルを行ったこともアクセス数の増要因と考えられる。</p> <p>当局が編集する総合情報誌「共同参画」は紙冊子としては9,800部を発行しているが、そのほとんどを各省庁、地方自治体(男女センター、教育委員会、公立図書館を含む)、関係議員、関係団体、男女共同参画関係有識者、企業、報道関係への配布としていることから、紙冊子を一般の国民が手に取る機会が限られている。このため、当局ホームページ上に電子版を公開して誰でも自由にアクセスしての閲覧を可能としており、この電子版のURLへのアクセス回数は一般国民の関心の度合いを計る上で重要な指標であると考えている。</p> <p>測定指標③の「総合情報誌「共同参画」に関する内閣府男女共同参画局ホームページ(kyodosankaku/indexページのみ)へのアクセス件数」については、内閣府男女共同参画局ホームページへのアクセス件数(測定指標②)の数値が大きく増加している中で目標をわずかに下回り、男女共同参画についての関心は高まっているものの、総合情報誌の記事に対する検索が減少しているという結果となった。</p> <p>原因については、平成25年度には有名漫画家や日本放送協会、日本民間放送連盟、日本新聞協会のトップに対するインタビュー企画によりアクセス数が伸びた要因があった。平成26年度、27年度は男女共同参画に関するトピックが多かったものの、それを迅速に男女局ホームページで紹介することでホームページ全体のアクセス数は大きく増加したものの、総合情報誌に掲載される記事はホームページに掲載した情報と重複するため、そのことが総合情報誌ページへのアクセス数が伸びない原因ではないかと推測される。今後は、総合情報誌独自の記事づくりの検討が必要と考えられる。</p> <p>総合情報誌、白書等の紙媒体の印刷及び梱包・発送については、一般競争入札を行い、配布部数及び配布先の精査を行い効率的な実施に努めた。</p> <p>ホームページの管理・運用についても、一般競争入札を行い、外部に業務委託を行うことで効率的な実施に努めるとともに、平成27年度には「配偶者からの暴力被害者支援情報」ページのリニューアルを実施し、より国民のニーズに合った情報をわかりやすく提供できるよう努めた。</p> <p>また、メールマガジンやFacebookを活用した情報発信を積極的に行い、各情報発信ツールを相互にリンクさせることで、幅広い層への情報発信を有効かつ効率的にできたと考える。</p> <p>その他、「男女共同参画週間」の実施や、各種表彰によるロールモデルの提示についても、男女共同参画局ホームページを中心に、メールマガジンやFacebookとも連携して情報提供などを行い、そのことが男女共同参画局ホームページのアクセス件数、男女共同参画週間ポスターデータのダウンロード数の大幅な増につながったものと考えられ、男女共同参画社会の形成に係る国民の関心を高めるために有効的に寄与したと考える。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 男女共同参画社会の形成に係る一般国民の理解や認識を深めるため、現在の目標を維持し、引き続き、「男女共同参画週間」の実施、広報誌及びホームページでの情報提供、各種表彰の実施による人材育成等を通じた広報・啓発活動を実施する。</p> <p>【測定指標】 総合評価方式に移行するにあたり、4次計画において重点的に監視・評価すべきと定めた「政策領域目標」を指標とする。</p>

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	総務課長 岡田 恵子	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	---------	--------	---------------	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-51(政策14-施策②))

政策名	男女共同参画社会の形成の促進					
施策名	男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携					
施策の概要	男女共同参画の形成は、広く国民に関わるとともに、あらゆる分野に関わるものであり、国のみならず、地方公共団体、民間団体の取組が重要である。このため、地域における男女共同参画の促進のための支援、地域レベルの啓発を進めるための各種会議、フォーラム等の開催、地方における人材育成のための研修等を通じ、地方公共団体・民間団体等の取組を支援・促進するとともに、これらの主体における男女共同参画社会の形成に向けた総合的かつ実践的な取組が展開されるよう促す。					
達成すべき目標	地方公共団体・民間団体、国民の各界各層が連携して、地域における意識啓発や人材育成を進めるほか、地域の各主体の連携・協働による地域の課題解決を促す。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	75	81	50	45
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	75	81	50	-
執行額(百万円)	61	55	36	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)において、「女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国社会にとって、社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題である。」としている。					

測定指標	1 「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」におけるアンケートの肯定的な評価の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		19年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	達成
		70%	85%	88%	88%	87%	98%	前年度以上	
		年度ごとの目標値	-	-	80%	前年度以上	前年度以上	-	
	2 「男女共同参画センター等の管理者等との情報交換会」における参加者の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	未達成
		75%	76%	69%	72%	86%	70%	80%	
		年度ごとの目標値	-	80%	80%	80%	80%	-	
	3 「男女共同参画に関する基礎研修」、「男女共同参画苦情処理研修」における出席者の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	未達成
		82% (基礎研修) 94% (苦情処理)	-	-	-	63% (基礎研修) 100% (苦情処理)	94% (基礎研修) 100% (苦情処理)	100%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	100%	100%	-	
	4 「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」におけるアンケートの肯定的な評価の割合及び新規共催団体数	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	未達成
		89% 5団体	72% 3団体	85% 5団体	73% 6団体	79% 6団体	95% 2団体	85% 3団体	
		年度ごとの目標	80% 1団体	80% 1団体	80% 1団体	85% 3団体	85% 3団体	-	

参考指標	市区町村における男女共同参画計画の策定率の推移	実績値						
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
		65.9%	68.2%	70.3%	71.9%	73.3%		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	測定指標1及び測定指標3の「男女共同参画苦情処理研修における出席者の割合」については、目標値を達成している。測定指標3の「男女共同参画に関する基礎研修における出席者の割合」については、目標には届かなかったものの大幅な改善が見られる。測定指標4については、アンケートの肯定的な評価の割合は目標を上回った。新規共催団体数は目標未達成なもの、2団体の新規団体を共催に加えることができたため、ネットワークの拡大という点については一定の進展があったと考えられる。

評価結果	施策の分析	<p>測定指標1については、アンケートの中身を反映させたイベント内容やパネルディスカッションのテーマへの反映及び登壇者の選定を行うことで、大幅な改善が見られた。</p> <p>測定指標2については、開催時期が雪の影響を受けやすい2月であったこと等から目標達成にはならなかったため、会の中身、開催地及び開催時期を参加者の声を踏まえ、検討を行う予定。</p> <p>測定指標3については、地方議会の日程を考慮し、約2週間前倒して実施することにより、目標達成には届かなかったものの数値は大幅に改善した。</p> <p>測定指標4の「新規共催団体数」については、引き続き複数団体による共催を応募要件に設定し、新規共催団体の参加を促進した。「アンケートの肯定的な評価の割合」については、昨年度から向上したものの事業ごとにアンケート回収率に差があり、評価がぶれる傾向にある。なお、プログラムにグループディスカッションやワークショップ等の主催者と参加者の双方向のやりとりを含む事業は、肯定的評価が向上する傾向にある。</p> <p>参考指標については、規模の小さい市町村では、人員不足等の理由により、計画策定まで手が回らないという現状があると考えられ、策定の依頼及び「地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業」による策定支援は毎年度行っているものの、ここ数年僅かな伸び率に留まっている。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>測定指標1については、男女共同参画週間のキャッチフレーズに合わせたテーマで会議を企画し、テーマに沿った専門家や著名人が登壇するよう努めることで、集客及び肯定的な評価の割合の向上に力をいれる。</p> <p>測定指標2については、開催時期が雪の影響を受けやすい2月であったこと等から目標達成にはならなかったため、会の中身、開催地及び開催時期等の検討を行う。検討を行う上で実際に会に出席したセンター長等にヒアリングを行い、検討の際の材料とする。</p> <p>測定指標3については、参加者より情報交換が有益である旨の意見が寄せられていることから、情報交換を重視したプログラムとすることで、出席率の向上を目指す。</p> <p>測定指標4については、結果検証により得られた知見を踏まえ、一般国民の参加しやすさ及び事業実施結果検証手段としてのアンケート回収を行いやすい実施形態に留意しつつ、複数の共催団体との連携、共催団体同士の連携協力・取組実践を通じ、男女共同参画に対する理解増進を図る。また、グループディスカッション等、主催者と参加者の双方向のやりとりをより多く取り入れることで、肯定的評価の向上を図る。</p> <p>【測定指標】</p> <p>総合評価方式に移行するにあたり、4次計画において重点的に監視・評価すべきと定めた「政策領域目標」を指標とする。なお、総合評価方式に移行した後も、現在使用している測定指標及び参考指標を補足、参考として活用していく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」におけるアンケートの肯定的な評価の割合については、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」(平成27年6月24日、東京)における参加者アンケート(参加者840名に対しアンケート用紙への記入方式により実施、うち293名より回答(回答率34.9%)) ・「男女共同参画センター等の管理者等との情報交換会」(平成28年2月9日～10日、埼玉)は、参加推薦依頼に対する出席者数の割合が推薦枠数に対して100%となることを目標として設定。(平成26年3月変更) ・男女共同参画に関する「基礎研修」及び「苦情処理研修」(平成27年5月13日～14日、東京)は、参加推薦依頼に対する出席者数の割合が推薦枠数に対して100%となることを目標として設定。(平成26年3月変更) ・「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」(平成27年10月17日～平成28年2月27日の間に行われた計8事業)における参加者アンケート(8事業の参加者のべ1,120名に対しアンケート用紙への記入方式により実施、うち732名より回答(回答率65.4%)) ・「市区町村における男女共同参画計画の策定率の推移」については、「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成27年度)」から引用
---------------------------	--

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	総務課長 岡田 恵子	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	---------	--------	---------------	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-52(政策14-施策③))

政策名	男女共同参画社会の形成の促進					
施策名	国際交流・国際協力の促進					
施策の概要	女性の地位向上のための国際的規範や基準、取組の国内への浸透を図るとともに、男女共同参画社会の形成に向けた国際交流、国際協力を促進するため、国際的動向に関する情報収集・分析、我が国の施策・取組についての資料の作成・発信を行うほか、各種国際会議に積極的に出席し、各国代表との意見交換を行う。					
達成すべき目標	男女共同参画についての国際的取組を国内へ浸透させるとともに、国際的動向の情報収集や分析を行い、我が国の施策・取組を発信することで、国際交流と国際協力を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	20	19	17	99
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	20	19	17	-
執行額(百万円)	12	15	15	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	男女共同参画社会基本法において、「国際的協調」が5つの基本理念の1つとなっている。第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月閣議決定)の中で、基本的な方針「男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会」、第12分野「男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」が定められている。					

測定指標	①海外要人の来訪件数(我が国の男女共同参画施策に対する海外の関心度)(注)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	未達成
		19	-	8	19	37	30	前年度以上	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	前年度以上	-	-
	②「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	基準値	実績値					目標値	達成
		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	50%以上
35.1%		-	34.8	-	-	-	-		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	50%以上	-	-	

(注) 各国政府、国際機関、駐日大使館等が、我が国の男女共同参画政策や女性活躍等について意見交換等を行うため、内閣府政務や男女共同参画局を訪れた件数を計上。

参考指標	国際会議への出席回数(国際交流・国際協力の推進)	実績値					-	-
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
		10回	9回	8回	8回	6回		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 「海外要人の来訪件数」について、26年度は、「日本再興戦略」改定2014に、女性活躍の取組のさらなる推進が掲げられたことや、総理や男女共同参画担当大臣等による国際的な場における女性の活躍推進に関する積極的な発言が海外から高い評価を受け、25年度から26年度にかけて件数が大幅に増加し、27年度においても高い実績を維持しており、昨年度よりやや減ったものの概ね目標に近い数字であり、閣僚級の来訪が増加(平成26年度2件→平成27年度9件)していることもあり、引き続き進展があったと考える。 女子差別撤廃条約という用語の周知度については、数年おきに実施されている「男女共同参画社会に関する世論調査」において平成28年度に測定するため、実績値は測れなかったが、28年2月に同条約の審査が実施されたことにより、テレビ報道等でも多数取り上げられ、電話等による問い合わせやホームページアクセス件数が前年に比べ、約1.7倍と飛躍的に伸びているため、相当程度進展ありと判断した。
	施策の分析	(有効性) 国際会合等において、安倍政権の中核でもある女性活躍の推進に関する我が国の取組等を積極的に発信しており、その結果、各国政府や国際機関のハイレベルによる政務や局長等への来訪者が着実に増加している。また、国際規範等の国内への周知のための意見交換会には、毎回100~200名程度の多数の参加があり、「このような意見交換の場が持たれることは非常によいこと」「若い世代の取り込みも図っていきたい」などの感想を得ており、目的を達成している。このため、目標の達成手段は有効であると考えられる。 測定指標②の「『女子差別撤廃条約』という用語の周知度」については、数年おきに実施されている「男女共同参画社会に関する世論調査」における調査結果が実績の数値となる。平成27年度に実施される他の世論調査において当該項目が盛り込まれる可能性を模索していたが実現せず、結果として実績値が測れなかった。 (課題) 国内での広報を、HP、Facebook等における情報発信や意見交換会の開催等により積極的に進めてきたが、女性に関する国際規範等に関心の高い人々だけでなく、幅広い国民一般にも浸透するよう効果的に取組を進めることが課題である。

次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 引き続き、我が国の女性活躍推進の取組等の海外への積極的な発信を行い、また、アジア・太平洋諸国と我が国の交流で架け橋になっている女性の活躍に焦点をあてた調査及びシンポジウムを行う他、諸外国における先進的な女性リーダー育成プログラム等を調査するとともに、女性リーダーの育成に関するセミナー等を試行的に実施するなど、国内外に向けて幅広い人々に取組を発信する。</p> <p>【測定指標】 総合評価方式に移行するにあたり、4次計画において重点的に監視・評価すべきと定めた「政策領域目標」を指標とする。</p>
---------------	--

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	総務課長 岡田恵子	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	---------	--------	-----------	----------	---------